

第 3 4 回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 1 番, 2 番)

開催期日 令和 5 年 4 月 2 7 日

第34回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和5年4月27日(木) 午後6時00分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉 田 寿 栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 中 川 圭 太

本日の出席委員

1 番 長 尾 卓 也
2 番 塚 本 政 紀
3 番 寺 雅 彦
4 番 川 崎 浩 彦
5 番 藤 田 淳
6 番 山 本 強
7 番 小 暮 滝 弘
8 番 笹 谷 和 広
9 番 田 村 賢 治

10 番 長谷川 誠
11 番 平 田 善 治
12 番 中 島 武 博
13 番 田 村 俊 彦
14 番 大 畠 政 勝
15 番 桂 一 照
16 番 鈴 木 正 志
17 番 鳥 村 正 行
18 番 吉 田 寿 栄

本日の欠席委員

本日の参与員

栗山町農業委員会	事務局 長	上 野 政 則
〃	事務局 主査	中 川 圭 太
〃	事務局 員	山 宮 匠 土
〃	事務局 員	山 下 倖 生

本日の議事日程

日程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 6 1 号	農地のあっせん成立について
5	報告第 6 2 号	農地所有適格法人の設立について
5	議案第 1 6 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
6	議案第 1 6 2 号	土地の現況証明願いについて
7	議案第 1 6 3 号	農用地利用集積計画（案）について
8	議案第 1 6 4 号	令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案） 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）
9		農業団体等報告事項

（局 長）

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第 3 4 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日の出席委員 1 8 名、全員出席であります。栗山町農業委員会会議規則第 1 0 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

（会 長）

大変ご苦勞様です。新しい年度が始まり、また農作業もお忙しい所と思いますが、怪我や体調管理には十分留意いただきたいと思います。審議につきましてもできるだけスムーズに進めていきたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

それでは早速、総会を進めていきたいと思います。

（議 長）

日程 1 会議録署名委員についてですが、1 番長尾委員、2 番塚本委員を指名いたします。よろしく願います。

日程 2 会期の決定でございますが本日 1 日でよろしいでしょうか。（ハイの声）
ハイという声がありましたので、本日 1 日といたします。

日程 3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局 長)

会務報告のページをお開きください。4月6日、空知農業委員会連合会役員会・通常総会及び北海道農業会議地区別会長・事務局長会議が岩見沢市にて開催され、吉田会長が出席しております。4月13日、栗山町米麦改良協会定期総会が開催され、吉田会長が出席しております。4月14日、栗山町農業再生協議会が開催され、吉田会長が出席しております。4月20日、現地調査を平田委員・田村俊彦委員・鈴木委員で実施しております。以上です。

(議 長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第55号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第61号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は14件でございます。

番号1 申出者 栗山町字〇〇〇107 番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇〇40 番地 有限会社〇〇 代表取締役〇〇〇〇 対象農地所在 〇〇〇112 番地1 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積611㎡でございます。成立年月日 令和5年4月7日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、田村俊彦委員、山本委員でございます。

番号2 申出者 栗山町字〇〇441 番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇28 番地28 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 対象農地所在 〇〇164 番地35 地目につきましては 公簿現況ともに田 面積2,479㎡外5筆 田5筆23,138㎡ 雑種地1筆499㎡ 合計6筆23,637㎡でございます。成立年月日 令和5年4月5日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、長谷川委員、平田委員でございます。

番号3 申出者 栗山町字〇〇441 番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇310 番地3 〇〇〇 対象農地所在 〇〇154 番地8 地目につきましては 公簿地目 原野 現況地目 雑種地 面積109㎡外5筆 田4筆7,864㎡ 畑1筆1,879㎡ 合計6筆9,852㎡でございます。成立年月日 令和5年4月5日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、長谷川委員、平田委員でございます。

番号4 申出者 栗山町字〇〇441 番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇168 番地4 〇〇〇〇 対象農地所在 〇〇394 番地 地目につきましては 公簿現況ともに田 面積10,269㎡外1筆 合計田2筆13,061㎡でございます。成立年月日 令和5年4月5日 売

買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、長谷川委員、平田委員でございます。

番号5 申出者 空知郡奈井江町字〇〇〇〇2039番地20 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇962番地 〇〇〇〇 対象農地所在 〇〇897番地1 地目につきましては 公簿現況ともに田 面積4,498㎡外6筆 田5筆39,497㎡ 畑2筆4,628.05㎡ 合計44,125.05㎡でございます。成立年月日 令和5年4月3日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、鳥村委員、塚本委員でございます。

番号6 申出者 栗山町字〇〇〇383番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇99番地2 〇〇〇〇 対象農地所在 〇〇〇299番地1 地目につきましては 公簿現況ともに田 面積9,851㎡外2筆 合計田3筆21,053㎡ でございます。成立年月日 令和5年4月11日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、長尾委員、小暮委員でございます。

番号7 申出者 栗山町字〇〇290番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇286番地 〇〇〇〇 対象農地所在 〇〇292番地1の内 地目につきましては 公簿地目 畑 現況地目 田 面積23,419㎡外14筆 田8筆38,496㎡ 畑3筆2,637㎡ 雑種地2筆 2,083㎡ 池沼2筆3,459㎡ 合計15筆46,675㎡でございます。成立年月日 令和5年4月3日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇〇円、〇〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇〇円、〇〇〇〇〇〇〇、雑種地 〇〇〇〇〇〇〇円、池沼 〇〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、長尾委員、小暮委員でございます。

番号8 申出者 栗山町字〇〇290番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇287番地 〇〇〇〇 対象農地所在 〇〇290番地1の内 地目につきましては、公簿地目 畑 現況地目 田 面積31,891㎡外5筆 田2筆32,386㎡ 畑2筆7,527㎡ 雑種地1筆548㎡ 池沼1筆4,205㎡ 合計6筆 44,666㎡でございます。成立年月日 令和5年4月3日 売買価格 10aあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円、〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇〇円、池沼〇〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は長尾委員、小暮委員でございます。

番号9 申出者 栗山町字〇〇485番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇438番地1 〇〇〇〇 対象農地所在 〇〇487番地1 地目につきましては、公簿地目 畑 現況地目 田 面積14,222㎡外11筆 田6筆33,813㎡ 畑2筆19,272㎡ 雑種地2筆2,031㎡ 池沼2筆2,142㎡ 合計12筆57,258㎡でございます。成立年月日 令和5年4月7日 売買価格10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇〇円 雑種地〇〇〇〇〇〇〇円 池沼〇〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は山本委員、藤田委員でございます。

番号10 申出者 栗山町字〇〇51番地88 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇36番地 株

式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 対象農地所在 〇〇289 番地 1 地目につきましては 公簿現況ともに畑 面積 5,106 m²外 1 4 筆 田 6 筆 21,164 m² 畑 5 筆 14,159 m² 雑種地 4 筆 1,997 m² 合計 1 5 筆 37,320 m²でございます。成立年月日 令和 5 年 4 月 6 日 売買価格 1 0 a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇〇〇円 雑種地〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は川崎委員、小暮委員でございます。

番号 1 1 申出者 栗山町字〇〇261 番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇36 番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 対象農地所在 〇〇238 番地 2 地目につきましては、公簿現況ともに田 面積 5,759 m²外 1 0 筆 田 5 筆 18,563 m² 畑 5 筆 20,801 m² 合計 1 1 筆 39,364 m²でございます。 成立年月日 令和 5 年 4 月 6 日 売買価格 1 0 a あたり 田〇〇〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価〇〇〇〇〇〇円でございます。あっせん委員は川崎委員、小暮委員でございます。

番号 1 2 申出者 岡山県〇〇市〇〇町〇〇1005 番地 5 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇36 番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 対象農地所在 〇〇305 番地 12 地目につきましては、公簿現況ともに畑 面積 4,791 m²外 1 1 筆。田 7 筆 18,696 m² 畑 2 筆 8,937 m² 雑種地 3 筆 3,670 m² 合計 1 2 筆 31,303 m²でございます。 成立年月日 令和 5 年 4 月 6 日 売買価格 1 0 a あたり 田〇〇〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇〇〇円 雑種地〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円でございます。あっせん委員は川崎委員、小暮委員でございます。

番号 1 3 申出者 栗山町字桜丘〇〇丁目 80 番地 38 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇36 番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 対象農地所在 〇〇301 番地 1 地目につきましては、公簿現況ともに畑 面積 7,272 m²外 1 5 筆 田 5 筆 11,030 m² 畑 5 筆 19,471 m² 雑種地 5 筆 3,670 m² 池沼 1 筆 1,523 m² 合計 1 6 筆 35,622 m²でございます。 成立年月日 令和 5 年 4 月 6 日 売買価格 1 0 a あたり 田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、池沼〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積乗じまして 対価〇〇〇〇〇〇円でございます。あっせん委員は川崎委員、小暮委員でございます。

番号 1 4 申出者 栗山町字〇〇992 番地 1 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇803 番地 〇〇〇〇 対象農地所在 〇〇991 番地 1 地目につきましては、公簿現況ともに田 面積 28,873 m²外 2 筆 田 2 筆 33,844 m² 雑種地 1 筆 1,423 m² 合計 3 筆 35,267 m²でございます。 成立年月日 令和 5 年 4 月 1 1 日 売買価格 1 0 a あたり 田〇〇〇〇〇〇円、雑種地 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円でございます。あっせん委員は長尾委員、小暮委員でございます。

(議 長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 報告第62号「農地所有適格法人の設立について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第62号 「農地所有適格法人の設立について」下記のとおり農地所有適格法人設立の届出があったので報告する。名称〇〇〇〇株式会社 住所 栗山町〇〇10 番地 1 組織の種類 株式会社 事業内容 1。農産物及び畜産物の生産、加工、販売 2。農作業の請負及び農地の管理 3。造園業及び緑化工事の請負 4。観光農園の経営となっております。構成員につきましては〇〇〇〇40歳 業務執行権 有 代表取締役 〇〇〇〇42歳 業務執行権 有 取締役の2名でございます。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程6 議案第161号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第161号「農地法第3条の規定による許可申請について」下記の農地について、所有権移転による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は所有権移転2件、使用貸借1件の申請でございます。

番号1 所在 〇〇144 番地 4 地目につきましては、公簿現況とも畑 面積 1,132 m²外 2筆。全筆畑でございまして 3筆合計 2,278 m²でございます。譲渡人 栗山町〇〇3丁目 96番地 30 〇〇〇〇、旭川市〇〇条〇〇丁目 66番地の 91 〇〇〇〇。摘要として、申請地を相続したが、譲渡人は農業者でない事から売渡したい。譲受人 栗山町字〇〇18 番地 〇〇〇〇 摘要として、経営の拡大を図るため、申請地を買い受けたいとなっております。

番号2 所在 〇〇349 番地 3 地目につきましては、公簿現況ともに畑 面積 24,047 m²外 1筆。内訳につきましては、田 1筆 8,016 m²、畑 1筆 24,047 m²、2筆合計 32,063 m²でございます。譲渡人 栗山町字〇〇58 番地 6 〇〇〇〇 摘要として、譲渡人は今後耕作する予定がない事から売渡したい。譲受人 栗山町字〇〇587 番地 〇〇〇〇 摘要として、経営の拡大を図るため、申請地を買い受けたいとなっております。

下記の農地について、使用貸借による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。

番号3 所在 〇〇164 番地 20 地目につきましては、公簿現況ともに畑 面積 1,956 m²

外2筆 計 畑3筆 3,259㎡でございます。貸主 栗山町字〇〇540番地 株式会社〇〇〇
〇代表取締役〇〇〇〇 摘要として、申請地について、貸主が構成員となる借主に対し使用
貸借により農地を貸し付けたい。借主 栗山町〇〇10番地 1 〇〇〇〇株式会社 代表取
締役〇〇〇〇 摘要として、新規法人を設立した為、法人の構成員となっている貸主から農
地を借り受け、営農を開始したいとなっております。以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委
員より報告をお願いします。

(4番川崎委員)

番号1につきまして、譲渡人〇〇〇〇外1名が営農する予定もない事から売却を希望
され、隣接耕作者である譲受人が購入する事から問題ないと思います。

(2番塚本委員)

番号2につきまして、譲渡人〇〇〇〇が今後営農する予定がない事から売却を希望され、
隣接耕作者である譲受人が購入する事から問題ないと思います。

(9番 田村賢治)

番号3につきまして、貸主である株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇が構成員となっ
ている法人へ使用貸借するものであり、問題ないと思います。

(議 長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明がおわりましたが、関係する委員さんの案件があり
ますのでそれから審議したいと思います。〇〇委員退席願います。

(〇〇委員退席)

番号2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号2は原案どおり決定いたします。

(〇〇委員着席)

続きまして、残る2件について整理番号順に審議したいと思います。

番号1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号１は原案どおり決定いたします。

番号３について質疑ありませんか。（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

番号３について原案に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手）

—全員挙手— よって番号３は原案どおり決定いたします。

日程７ 議案第１６２号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明をお願いします。

（事務局）

議案第１６２号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は２件でございます。

番号１ 所在 ○○４丁目 20 番地 11 公簿地目 田 現況地目 農地外 面積 330 ㎡ 1 筆でございます。利用状況 宅地 所有者氏名 栗山町○○４丁目 178 番地 12 ○○○○ 願出人氏名 栗山町○○３丁目 64 番地 行政書士 ○○○○ 摘要といたしまして地目変更登記用となっております。

番号２ 所在 ○○72 番地 4 公簿地目 田 現況地目 農地外 面積 2,538 ㎡ 1 筆でございます。利用状況 宅地 所有者氏名 札幌市○○区○○丁目 20 - 302 号 ○○○○ 外 1 名 願出人 札幌市○○区○○丁目 2 番 30 号 行政書士 ○○○○。摘要といたしまして地目変更登記用となっております。以上です。

（議長）

はい。只今、事務局から説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので現地調査班長より報告をお願いします。

（１６番 鈴木委員）

令和５年３月３０日 第３３回農業委員会総会後に提出のあった現況証明の願い出に基づき、令和５年４月２０日に、平田委員、田村俊彦委員、鈴木委員、上野事務局長、中川主査、山下主事同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

現況証明願いにつきまして、申請どおりの現況であることを、現地調査を行い確認しております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

（議長）

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは議案第162号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第162号は原案どおり決定といたします。

日程8 議案第163号 「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第163号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めたい旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は賃貸借1件、所有権移転25件、使用貸借1件の計27件であります。

整理番号5所1-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇47番地 〇〇〇〇 所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇 〇 申出年月日 令和5年4月13日 所有権を移転する土地 所在 〇〇72番地2 現況地目 田 面積5,393㎡外34筆 田27筆100,022.83㎡ 畑8筆8,371㎡ 合計35筆108,393.83㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期 令和5年4月28日 対価につきましては、10アールあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和5年7月30日 所有権移転を受ける者の農業経営の状況は主な経営作物は、水稻・小麦で、家族構成は男3人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も250日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5所2-1 新規 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇926番地1 〇〇〇〇 所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇 〇 申出年月日 令和5年4月13日 所有権を移転する土地 所在 〇〇888番地3 現況地目 田 面積12,261㎡外3筆 全筆田 合計4筆67,641㎡でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田として利用 所有権移転の時期、土地の引渡し時期につきましては、令和5年4月28日 対価 10アールあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに 〇〇〇〇 指定口座に振り込むものとなっております。対価の支払期限につきましては、令和5年8月30日となっております。所有権

の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稻・小麦・で、家族構成は男2人女4人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も300日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5所3-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇145 番地 〇〇〇〇 所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 申出年月日 令和5年4月13日 所有権を移転する土地 所在 〇〇1223 番地 1 現況地目 田 面積 5,613 m²外5筆 全筆田 合計6筆 59,026 m²でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和5年4月28日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和5年8月30日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稻・小麦・大豆で、家族構成は男3人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も250日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5所4-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇255 番地 〇〇〇〇 所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 申出年月日 令和5年4月13日 所有権を移転する土地 所在 〇〇240 番地 現況地目 田 面積 2,436 m²外16筆 田 15筆 46,430 m² 畑 2筆 8,090 m² 合計 17筆 54,520 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和5年4月28日 対価につきましては 10a あたり 田〇〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円それぞれ面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和5年8月30日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稻・小麦・大豆で、家族構成は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も250日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5所5-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇398 番地 〇〇〇〇 所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 申出年月日 令和5年4月13日 所有権を移転する土地 所在 〇〇48 番地 15 現況地目 田 面積 2,748 m²外7筆 全筆田合計8筆 19,092 m²でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和5年4月28日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和5年9月27日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稻・小麦で、家族構成

は男4人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も250日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5所6-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇398 番地 〇〇〇〇 所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 申出年月日 令和5年4月13日 所有権を移転する土地 所在 〇〇259 番地 現況地目 田 面積5,877 m²外1筆 全筆田 合計2筆18,031 m²でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和5年4月28日 対価につきましては 10a あたり 田〇〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和6年2月27日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稻・小麦で、家族構成は男4人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も250日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5所7-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇374 番地 1 〇〇〇〇 所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 申出年月日 令和5年4月13日 所有権を移転する土地 所在 〇〇256 番地 1 現況地目 田 面積635 m²外14筆でございます。田14筆83,731 m² 畑1筆278 m² 合計15筆84,009 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和5年4月28日 対価につきましては 10a あたり 田〇〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和5年9月27日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稻・小麦・大豆で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も300日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5所8-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇104 番地 9 〇〇〇〇 所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 申出年月日 令和5年4月13日 所有権を移転する土地 所在 〇〇258 番地 現況地目 田 面積11,731 m²外3筆 全筆田 合計4筆18,482 m² でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和5年4月28日 対価につきましては 10a あたり 田〇〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和5年12月26日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 小麦・大豆・にんにくで、家族構成は男2人女4人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 9-1 所有権の移転を受ける者 栗山町〇〇4丁目 66 番地 24 〇〇〇〇
所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長
〇〇〇〇 申出年月日 令和 5 年 4 月 13 日 所有権を移転する土地 所在 〇〇145 番
地 1 現況地目 田 面積 10,706 m² 1 筆でございます。利用目的 水田として利用 所
有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和 5 年 4 月 28 日 対価につきましては 10a
あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対
価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むも
のとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和 6 年 2 月 27 日 所有権の
移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、家族構成は男 2 人女 2
人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 250 日と農業経営基盤強化促進法第
18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 10-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇88 番地 〇〇〇〇 所有権
を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長 〇〇
〇〇 申出年月日 令和 5 年 4 月 13 日 所有権を移転する土地 所在 〇〇172 番地 1
現況地目 田 面積 4,411 m²外 2 筆 全筆田 合計 3 筆 55,619 m²でございます。所有権移
転の内容ですが、利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期は令
和 5 年 4 月 28 日となっております。対価につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円
面積乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支
払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い
期限につきましては 令和 6 年 2 月 27 日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、営農
状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、家族構成は男 1 人で地域活動も積極的に参加し、年
間の従事日数も 260 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしてい
る考えます。

整理番号 5 所 11-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇540 番地 株式会社〇〇〇
〇 代表取締役〇〇〇〇 所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益
財団法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 申出年月日 令和 5 年 4 月 8 日 所有権を移転す
る土地 所在 〇〇1 番地 1 現況地目 畑 面積 3,422 m²外 13 筆、田 9 筆 50,215 m²、
畑 5 筆 15,985 m² 合計 14 筆 66,200 m²でございます。所有権移転の内容ですが利用目的
水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期は 令和 5 年 4 月 28
日となっております。対価につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇
〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇円でございます。
対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定口座に振り込むものとな
っております。対価の支払い期限につきましては 令和 6 年 3 月 21 日 所有権の移転を
受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦・玉葱で、構成員は男 1 人で地域活動も積極的に
に参加し、年間の従事日数も 250 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を

満たしていると考えます。

整理番号 5 所 12-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇40 番地 有限会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇107 番地 〇〇〇〇 申出年
月日 令和 5 年 4 月 7 日 所有権を移転する土地につきましては、所在 〇〇112 番地 1
現況地目 田 面積 611 m²の 1 筆でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目
的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期は令和 5 年 4 月 28 日対価
10a あたり 田〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。
対価の支払方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定口座に振り込むものとなっ
ております。対価の支払い期限につきましては 令和 5 年 10 月 31 日。所有権の移転を受
ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、構成員は男 9 人で地域活動も積極的に
参加し、年間の従事日数も 300 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満
たしていると考えます。

整理番号 5 所 13-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇28 番地 28 有限会社〇〇〇
〇 代表取締役〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇441 番地 〇〇〇〇、申出年
月日は令和 5 年 4 月 5 日でございます。所有権を移転する土地につきましては、〇〇164 番
地 35 現況地目 田、面積 2,479 m²外 5 筆。内訳につきましては、田 5 筆 23,138 m²、雑種
地 1 筆 499 m²、合計 6 筆 23,637 m²でございます。所有権移転の内容につきましては、利用
目的 水田として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期は令和 5 年 4 月 28 日、対価
につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗
じまして〇〇〇〇〇〇円、対価の支払方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の
金融機関口座に振り込むものとなっており、支払期限は令和 5 年 10 月 31 日でございます。
所有権の移転を受ける者の農業経営の状況は、主な経営作物は、小麦・玉葱で、構成員は男
1 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促
進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 13-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇310 番地 3〇〇〇〇、所有権
を移転する者 栗山町字〇〇441 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 4 月 5 日ござい
ます。所有権を移転する土地につきましては、〇〇154 番地 8 現況地目 雑種地 面積 109
m²外筆。内訳につきましては、田 4 筆 7,864 m²、畑 1 筆 1,879 m²、雑種地 1 筆 109 m²、合計
6 筆 9,852 m²でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑
として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期は令和 5 年 4 月 28 日、対価につつま
しは、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、それぞれ
面積を乗じまして〇〇〇〇〇〇円、対価の支払方法につきましては、支払期限までに〇〇〇
〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、支払期限は令和 5 年 10 月 31 日でござ
います。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況は、主な経営作物は、小麦・玉葱で、
世帯員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経
営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 13-3 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇168 番地 4 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇441 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 4 月 5 日でございます。所有権を移転する土地につきましては、〇〇394 番地 現況地目 田、面積 10,269 m²外 1 筆。全筆田でございまして 2 筆合計 13,061 m²でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期は令和 5 年 4 月 28 日、対価につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして〇〇〇〇〇〇円、対価の支払方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、支払期限は令和 5 年 10 月 31 日でございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況は、主な経営作物は、水稻・小麦・玉葱で、世帯員は男 1 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 14-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇962 番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 空知郡〇〇町字〇〇2039 番地 20 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 4 月 3 日でございます。所有権を移転する土地につきましては、〇〇897 番地 1 現況地目 田、面積 4,498 m²外 6 筆。内訳につきましては、田 5 筆 39,497 m²、畑 2 筆 4,628.05 m²、合計 7 筆 44,125.05 m²でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期は令和 5 年 4 月 28 日、対価につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして〇〇〇〇〇〇円、対価の支払方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、支払期限は令和 5 年 10 月 31 日でございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況は、主な経営作物は水稻で、世帯員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 15-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇99 番地 2 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇383 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 4 月 11 日でございます。所有権を移転する土地につきましては、〇〇299 番地 1 現況地目 田、面積 9,851 m²外 2 筆。全筆田でございまして 3 筆合計 21,053 m²でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期は令和 5 年 4 月 28 日、対価につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして〇〇〇〇〇〇円、対価の支払方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、支払期限は令和 5 年 10 月 31 日でございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況は、主な経営作物は水稻で、世帯員は男 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 16-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇286 番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇290 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 4 月 3 日ござ

います。所有権を移転する土地につきましては、〇〇292 番地 1 の内 現況地目 田、面積 23,419 m²外 14 筆。内訳につきましては、田 8 筆 38,496 m²、畑 3 筆 2,637 m²、雑種地 2 筆 2,083 m²、池沼 2 筆 3,459 m²、合計 15 筆 46,675 m²でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期は令和 5 年 4 月 28 日、対価につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、池沼〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして〇〇〇〇〇〇円、対価の支払方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、支払期限は令和 5 年 10 月 31 日でございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況は、主な経営作物は小麦・種子馬鈴薯・大豆で、世帯員は男 1 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 16-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇287 番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇290 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 4 月 3 日でございます。所有権を移転する土地につきましては、〇〇290 番地 1 の内 現況地目 田、面積 31,891 m²外 5 筆。内訳につきましては、田 2 筆 32,386 m²、畑 2 筆 7,527 m²、雑種地 1 筆 548 m²、池沼 1 筆 4,205 m²、合計 6 筆 44,666 m²でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期は令和 5 年 4 月 28 日、対価につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、池沼〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして〇〇〇〇〇〇円、対価の支払方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、支払期限は令和 5 年 10 月 31 日でございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況は、主な経営作物は小麦・大豆・メロンで、世帯員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 17-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇438 番地 1 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇485 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 4 月 7 日でございます。所有権を移転する土地につきましては、〇〇487 番地 1 現況地目 田、面積 14,222 m²外 11 筆。内訳につきましては、田 6 筆 33,813 m²、畑 2 筆 19,272 m²、雑種地 2 筆 2,031 m²、池沼 2 筆 2,142 m²、合計 12 筆 57,258 m²でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期は令和 5 年 4 月 28 日、対価につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、池沼〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして〇〇〇〇〇〇円、対価の支払方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、支払期限は令和 5 年 10 月 31 日でございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要

件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 18-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇51 番地 88 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 4 月 6 日でございます。所有権を移転する土地につきましては、〇〇289 番地 1 現況地目 畑、面積 5,106 m²外 14 筆。内訳につきましては、田 6 筆 21,164 m²、畑 5 筆 14,159 m²、雑種地 4 筆 1,997 m²、合計 15 筆 37,320 m²でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期は令和 5 年 4 月 28 日、対価につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして〇〇〇〇〇〇円、対価の支払方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、支払期限は令和 5 年 10 月 31 日でございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 19-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇261 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 4 月 6 日でございます。所有権を移転する土地につきましては、〇〇238 番地 2 現況地目 田、面積 5,759 m²外 10 筆。内訳につきましては、田 5 筆 18,563 m²、畑 6 筆 20,801 m²、合計 11 筆 39,364 m²でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期は令和 5 年 4 月 28 日、対価につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして〇〇〇〇〇〇円、対価の支払方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、支払期限は令和 5 年 10 月 31 日でございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 20-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇、所有権を移転する者 岡山県〇〇市〇〇町〇〇1005 番地 5 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 4 月 6 日でございます。所有権を移転する土地につきましては、〇〇305 番地 12 現況地目 畑、面積 4,791 m²外 11 筆。内訳につきましては、田 7 筆 18,696 m²、畑 2 筆 8,937 m²、雑種地 3 筆 3,670 m²、合計 12 筆 31,303 m²でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期は令和 5 年 4 月 28 日、対価につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして〇〇〇〇〇〇円、対価の支払方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、支払期限は令和 5 年 10 月 31 日でございます。所有権の移転を受け

整理番号 5 所 21-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町〇〇1 丁目 80 番地 38 〇〇〇〇、申
出年月日は令和 5 年 4 月 6 日でございます。所有権を移転する土地につきましては、〇〇
301 番地 1 現況地目 畑、面積 7,272 m²外 15 筆。内訳につきましては、田 5 筆 11,030 m²、
畑 5 筆 19,471 m²、雑種地 5 筆 3,598 m²、池沼 1 筆 1,523 m²、合計 16 筆 35,622 m²でござい
ます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移
転の時期及び土地の引渡時期は令和 5 年 4 月 28 日、対価につきましては、10a あたり田〇
〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、池沼〇〇〇〇〇〇円、それぞれ
面積を乗じまして〇〇〇〇〇〇円、対価の支払方法につきましては、支払期限までに〇〇〇
〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、支払期限は令和 5 年 10 月 31 日でご
ざいます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆
で、構成員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業
経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 使 23-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇540 番地 株式会社
〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇540 番地 〇〇〇〇
申出年月日 令和 5 年 4 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在
〇〇495 番地 現況地目 田 面積 9,762 m²外 10 筆。内訳につきましては、田 7 筆 71,318
m²、畑 4 筆 3,921 m²、合計 11 筆 75,239 m²となっております。設定する利用権の内容につき
まして、種類 使用貸借、契約期間 令和 5 年 4 月 28 日から令和 14 年 11 月 30 日までの 9
年 7 ヶ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱・
小麦・牧草で、構成員は男 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農

業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 賃 24-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇387 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 4 月 12 日となっております。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇170 番地 現況地目 田 面積 3,472 m²外 2 筆。全筆田でございまして 3 筆合計 45,610 m²でございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 賃貸借、契約期間 令和 5 年 4 月 28 日から令和 10 年 2 月 27 日までの 4 年 10 ヶ月となっております。借賃につきましては、対価の合計〇〇〇〇〇〇〇円に賃貸料、諸経費を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 12 月 10 日までに〇〇〇〇指定口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、世帯員は男 2 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

(議 長)

はい。只今事務局より賃貸借 1 件、所有権移転 25 件、使用貸借 1 件の計 27 件の説明がありましたが、関係する委員さんの案件を審議したいと思います。寺委員退席願います。

(寺委員退席)

それでは、番号 5 所 3-1 について審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

番号 5 所 3-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 5 所 3-1 は原案どおり決定いたします。(寺委員着席)

続きまして、平田委員退席願います。

(平田委員退席)

それでは、番号 5 所 4-1 について審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

番号 5 所 4-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 5 所 4-1 は原案どおり決定いたします。

(平田委員着席)

続きまして、田村賢治委員退席願います。(田村賢治委員退席)

それでは、番号 5 所 12-1 について審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

番号5所12-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号5所12-1は原案どおり決定いたします。

(田村賢治委員着席)

続きまして、桂委員退席願います。(桂委員退席)

それでは、番号5所13-2について審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

番号5所13-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号5所13-2は原案どおり決定いたします。

(桂委員着席)

続きまして、残る23件につて審議したいと思います。

整理番号5所1-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号5所1-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号5所1-1は原案どおり決定いたします。

整理番号5所2-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号5所2-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号5所2-1は原案どおり決定いたします。

整理番号5所5-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号5所5-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号5所5-1は原案どおり決定いたします。

整理番号5所6-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号5所6-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号5所6-1は原案どおり決定いたします。

整理番号5所7-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号5所7-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号5所7-1は原案どおり決定いたします。

整理番号5所8-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 8-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 8-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 9-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 9-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 9-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 10-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 10-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 10-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 11-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 11-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 11-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 13-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 13-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 13-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 13-3 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 13-3 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 13-3 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 14-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 14-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 14-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 15-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 15-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 15-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 16-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 16-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 16-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 16-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 16-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 16-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 17-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 17-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 17-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 18-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 18-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 18-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 19-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 19-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 19-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 20-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 20-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 20-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 21-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 21-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 21-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 22-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 22-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 22-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 使 23-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 使 23-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 使 23-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 24-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 24-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 24-1 は原案どおり決定いたします。

日程 9 議案第 164 号「令和 4 年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）、令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）について」事務局の説明をお願いします。

（事務局）

議案第 164 号「令和 4 年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）、令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）について」ご説明申し上げます。

まず令和 4 年度農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表につきまして、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定に基づき最適化活動を実施することとされており、同 37 条において最適化の状況、事務の実施状況を公表する事となっております。本内容にてご承認頂いた後、6 月末までに公表する事となっております。

I 農業委員会の状況 1 農業委員会の現在の体制につきまして、農林業センサス及び各種統計より記載しており、総農家数 369 戸、農業経営体数は 296 経営体となっております。農業者数は 787 名、認定農業者は 279 経営体となっております。耕地面積は 5,930ha、内訳につきましては、田 3,990ha、畑 1,940ha という状況です。

II 最適化活動の実施状況 1 最適化活動の成果目標につきましては、③実績 新規集積 4ha、今年度末の集積面積 5,338ha となっております。新規集積面積が減少している理由としては、例年と比べ権利移動が遅く手続き中等によるものとなっております。(2) 遊休農地の発生防止・解消 ③実績につきましては、農業委員皆様のご尽力により未然防止がなされている事により本町は遊休農地がございません。(3) 新規参入の促進 ③実績につきましては、農地意向調査にて以降の把握を行いました。また、農業研修を行っていた新規就農者が就農を開始しております。2 最適化活動の活動目標について、目標として 1 人当たりの活動日数を 1 か月あたり 6 日としております。(2) 活動強化月間の設定につきまして、②実績 活動強化月間の設定回数 3 回、農地の利用状況調査等を行いました。(3) 新規参入相談会への参加 ②実績 参加回数は予定を上回る 6 回もの相談会に農業委員さんに出席頂きました。最後に目標の達成状況の評語につきましては、目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られたとなりました。また、個別の評語につきましては、記載の通りです。

続きまして、令和 5 年度最適化活動の目標の設定等につきましてご説明申し上げます。本件につきましては、4 月末までに公表するとなっております。

I 農業委員会の状況につきましては、農林業センサス及び各種統計より記載しており、総農家数 369 戸、農業経営体数は 296 経営体となっております。農業者数は 679 名、認定農業者は 279 経営体となっております。耕地面積は 5,920ha、内訳につきましては、田 3,990ha、畑 1,930ha という状況です。

II 最適化活動の目標 1 最適化活動の成果目標につきましては、現状 90.2%の集積率となっており、課題としては農業者の減少及び高齢化に伴う離農における担い手への集積、また

今後は担い手間における効率的な農地の集約を推進となっており、今年度の新規集積目標を 10ha としております。(2) 遊休農地の解消につきましては、現状遊休農地は無いことから、未然防止に努めるとしてしております。(3) 新規参入の促進につきましては、現状として新型コロナウイルスの行動制限の影響等により農業研修受入者がいない事が課題となっております。2 最適化活動の活動目標 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、前年同様 1 か月あたり 6 日としております。(2) 活動強化月間の設定目標、(3) 新規参入相談会への参加目標は記載の通りとなっております。以上です。

(議長)

はい。事務局からの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第 164 号「令和 4 年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)、令和 5 年度最適化活動の目標の設定等(案)について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

―全員挙手― よって議案第 164 号については原案通り決定とします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

―各団体報告―

(議長)

次期総会の日程は 5 月 25 日の木曜日 午後 6 時 00 分から、現地調査につきましては 5 月 18 日の木曜日 午前 9 時 30 分から 第 3 班 笹谷委員、田村賢治委員、桂委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦劳様でした。(午後 7 時 10 分終了)